

消費生活相談員を募集します！！

令和4年度 三重県消費生活相談員の募集

- 1 募集人員 4名
- 2 応募資格 次のいずれかに該当する方でパソコンの入力操作可能な方
 - ① 消費生活相談員の有資格者（消費者安全法第10条の3第1項に規定する登録試験機関が認定したもの）
 - ② 消費生活専門相談員の有資格者（（独）国民生活センター理事長認定）
 - ③ 消費生活コンサルタントの有資格者（（一財）日本消費者協会認定）
 - ④ 消費生活アドバイザーの有資格者（（一財）日本産業協会認定）
- 3 身分 消費生活相談員（会計年度任用職員）
- 4 勤務場所 三重県消費生活センター（三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階）
- 5 任用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（継続可）
- 6 勤務条件
 - (1)勤務時間 月曜日～金曜日
7時間45分/日（8時30分～17時15分、休憩60分含む）16日/月
 - (2)勤務内容 消費生活及び個人情報に関する相談とあっせん業務、消費者啓発、消費生活相談に係る市町支援等
 - (3)各種保険 法令に基づき雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入
県の規定による公務災害補償の対象となる
 - (4)報酬等 7時間45分/日の勤務で、
日額8,420円～9,920円
（月額134,720円～158,720円）
期末手当の支給あり（任用期間6か月以上の者に年2回、在職期間等を考慮の上支給）
通勤手当（上限）3,090円/日
 - (5)有給休暇 採用の日から6月間継続して勤務した後に7日の年次有給休暇を付与、その他
- 7 申込方法 公共職業安定所（ハローワーク）を通じてお申込みください。
- 8 申込締切 採用人員が募集人員に達し次第終了
- 9 選考方法 面接による
- 10 試験日 採用人員が募集人員に達するまで随時実施
日時については本人に後日連絡します。
- 11 試験場所 三重県環境生活部 暮らし・交通安全課（三重県消費生活センター）
津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
- 12 申込先・問合せ先
三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 消費生活センター班 担当 高安
〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
電話 059-224-2400 FAX 059-224-3372